

## 工事施工における安全管理の徹底について

工事の施工にあたっては、公衆に及ぼす災害及び工事従事者の事故を防止するため、特に次の事項に留意し、安全管理への取組を徹底されるようお願いします。

- 1 労働安全衛生法等関係法令を遵守すること。
- 2 鹿児島市水道局請負工事施行要領第16条の規定に基づいて、現場に即した安全管理を行うこと。
- 3 鹿児島市水道局請負工事施行要領第17条の規定に基づいて、工事の内容に応じた安全教育・訓練を実施すること。
- 4 工事に必要な機械器具、材料等が交通及び保安上の障害とならないよう、工事現場内を常に整理整頓すること。
- 5 その他、発注課の監督員による指導・指示に従い、安全な工事施工に努めること。

(参 照)

### 鹿児島市水道局請負工事施行要領（抜粋）

#### （工事中の安全管理）

- 第16条 受注者は、西日本電信電話株式会社又は九州電力株式会社が設置したケーブルその他市民生活に重大な影響を及ぼすおそれのある工作物に接近して工事を施工する場合は、あらかじめ保安上必要な措置及び緊急時の措置について監督員と協議し、これを工事打合簿に記録するとともに、協議した内容を厳守しなければならない。
- 受注者は、酸素欠乏症の危険性のあるタンク、暗渠、ずい道、既設人孔その他構造物に入りする場合は、有害ガス及び酸素欠乏空気の有無を事前に調査・測定し、関係法令に基づいて作業員の安全確保に努め、事故の防止対策を講じなければならない。また、測定結果は、作業環境測定記録表（様式第29）に記録し、監督員から提出を求められた場合は速やかに提出するとともに、3年間は受注者において保存しなければならない。

- 3 受注者は、自家用電気工作物の工事を施工する場合は、工事に関する保安上の注意事項確認書（様式第30）を工事着手前に監督員に提出しなければならない。
- 4 受注者は、水道局用地内で工事を施工する場合は、工事着手日から完成検査日（工事完成検査において手直しが指示された場合は、手直しが終了した日をいう。）までの間、当該施工場所がある各浄水場若しくは各処理場又は各施設の維持管理事務を行う課の事務室（以下「管理事務所等」という。）に、非常時連絡表、工程表、技術者等選任通知書及び工事に関する保安上の注意事項確認書の写しに現場作業着手及び終了連絡表（様式第31）を綴じた連絡簿を常置するものとする。また、現場代理人は、作業開始及び作業終了の都度、管理事務所等の係員の確認を受けるものとする。なお、連絡簿は、当該工事に係る完成検査終了後、監督員に提出するものとする。

（安全教育・訓練の実施）

第17条 受注者は、原則として月当たり半日以上又は月当たり2回2時間以上の時間を割り当て、作業員全員参加による安全教育・訓練を実施するものとする。

- 2 前項の安全教育・訓練の実施に当たっては、現場の状況に即して次の項目から実施内容を選択するものとする。

- (1) 安全活動のビデオその他の視覚教材による安全教育
- (2) 工事内容の周知徹底
- (3) 土木工事安全施工技術指針の周知徹底
- (4) 工事における災害対策訓練
- (5) 工事現場で予想される事故対策
- (6) その他安全教育・訓練として必要な事項

- 3 受注者は、工事の内容に応じた安全教育・訓練の具体的な計画を立案し、次条に規定する施工計画書に記載しなければならない。

- 4 受注者は、実施した安全教育・訓練の状況をその都度、安全教育・訓練の実施状況報告書（様式第32）に記載し、実施状況写真及び資料を添付して、監督員に報告しなければならない。